

ご存じですか？

# 国民年金保険料の免除・猶予制度

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が加入し、保険料を出し合ってお互いを支え合う制度です。しかし、保険料を未納のまま放置すると、将来年金を受け取ることができない場合があります。

平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円となっていますが、経済的な理由などで納付が困難な場合は、申請により保険料の免除・猶予を受けることができます。

## ■免除制度(全額免除・一部納付)

申請者の所得額などを審査した上で、保険料の免除(全額免除または一部納付)が決定されます。免除を受けた期間は未納期間とならず、受給資格期間に算入されます。ただし、一部納付については、納付すべき保険料が未納となった場合、未納期間として扱われますので、ご注意願います。



### 【免除の要件・内容】

- 申請者、配偶者、世帯主の前年所得が、それぞれ一定の基準額以下であること  
→ 所得額、家族構成などに応じて「全額免除」または「一部納付」に分けられます。

制度名	納付すべき保険料(月額)	免除額(月額)	免除期間分の年金額(※)
全額免除	—	15,100円	1/2の額
一部納付	4分の1納付	3,780円	5/8の額
	2分の1納付	7,550円	3/4の額
	4分の3納付	11,330円	7/8の額

(※) 保険料を全額納付した場合との比較【国庫負担が2分の1の場合】

## ■その他の猶予制度など

- 若年者納付猶予制度 → 30歳未満の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 学生納付特例制度 → 学生の方の保険料納付が猶予(所得審査有り)
- 法定免除 → 障害年金受給者や生活保護を受けている方の保険料が免除

## ■免除・猶予された保険料の追納

保険料の免除や猶予を受けた期間分については、保険料を全額納付した場合と比較して、受け取れる年金額が少なくなりますが、10年以内であれば、免除・猶予された保険料をさかのぼって納付すること(追納)ができます。

ただし、3年目以降に追納する場合は、加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

## ■手続き・お問い合わせ

- 住民課国保年金係 ☎ 76-5405
- 佐原年金事務所国民年金課 ☎ 0478-55-0145

9月から

# 空港シャトルバス



## の運行を開始します!

鉄道駅のない本町にとって、都市部とのアクセスは高速バスや路線バス、マイカーなどに頼らざるを得ません。

しかし、近年は路線バスが減便されるなど、都市部へのアクセス環境は悪化の傾向にあり、町民の皆さんからも不満の声が上がっています。

そこで、町では千葉・東京方面への通勤・通学者や成田空港内勤務者などの利便性の向上を図るため、9月1日から道の駅多古と空港第2ターミナルビルを結ぶ『空港シャトルバス』の試行運行を開始します。

試行期間は2年間で、朝6時台から夜10時台までの時間帯に計11往復便を運行。バス停は「道の駅多古」、「多古町役場」、「染井」、空港内の「整備地区」、「空港第2ターミナル」の5カ所を予定しています。

なお、時刻表やバス停、運賃など詳細については、決定次第お知らせします。

## ～路線バス「千代田線」が廃止されます～

『空港シャトルバス』の運行に併せて、空港第2ターミナルビル～多古～山倉(香取市)間を結んでいる路線バス「千代田線」の運行が、8月末をもって廃止されることになりました。

千代田線は、沿線の成田市、香取市、芝山町、多古町が千葉交通(株)と契約を結び、経費を補助しながら運行している「廃止代替バス路線」ですが、『空港シャトルバス』の運行によって空港～多古間の路線が競合することになり、利用者の減少が予想されるため、やむを得ず廃止を決めたものです。

この結果、空港～多古間については『空港シャトルバス』で路線を確保することができますが、多古～山倉間については、バス路線が無くなってしまふこととなります。

この沿線にお住まいの皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ ● 企画財政課企画空港対策係 ☎ 76-5409